

スパ&フィットネスクラブ クォード 会則

I. 総 則

(名称・目的)

第1条 当クラブは、スパ&フィットネスクラブ クォード (以下、「当クラブ」といいます) と称し、会員が、当クラブの施設を利用して、心身の健康維持・増進ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とします。

(運営管理)

第2条 当クラブの施設は、株式会社アクト・ライズ (以下、「会社」といいます) が、運営・管理します。

II. 会 員

(会員制度)

第3条 当クラブは会員制とします。

2 当クラブに入会しようとする方または法人は、当クラブ所定の入会手続きをしていただきます。

3 当クラブの会員の種類、施設利用料金、および会費等については別途定めます。

4 当クラブは、会員の種類を設定、変更または廃止することがあります。

(入会資格)

第4条 当クラブの入会資格は、次のとおりとします。

(1) 満年齢16歳以上の方。但し、競技目的などクラブが認めた場合、中学生の入会を可能とします。

(2) 当クラブの定める規則を遵守する方。

(3) 当クラブを含めて会員制のクラブまたは団体等から除名または会員資格の停止、もしくはそれに類する処分を受けたことがないこと。

(4) 将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属していないこと。

(5) 刺青・タトゥーをしていないこと。(タトゥーシールを含みます)

(6) 外国籍の方については、外国人登録証明書を持していること。

(7) 感染症及び感染のおそれのある疾病に罹患していないこと。

(8) 医師から運動または入浴を禁じられていないこと。

(9) 一時的な筋肉のケイレンや意識の喪失などの症状を招く疾病を有していないこと。

(10) 入会に先立って、他の会員に迷惑を及ぼすおそれがある等、当クラブが好ましくないことと判断しないこと。

(会員証)

第5条 当クラブは、会員に対して会員証を発行します。なお、会員証は会員に貸与されるものですから、大切に取扱ってください。

2 会員は、当クラブの施設を利用するときは、常に会員証を携帯し、入退館時に提示するものとします。

3 会員は、会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還するものとします。

4 会員が会員証を紛失・汚損したときは、速やかに再発行の手続きをとらなければなりません。再発行料を別途申し受けいたします。

(会費・利用料金等)

第6条 会員は、当クラブ所定の会費・利用料金等を所定の方法で納入するものとします。

2 会員は所定の月会費を指定する金融機関口座より前月の末日 (銀行休業日の場合は翌営業日) に引き落とし、支払うものとします。現金で支払う場合も同様の期日とします。

支払われない場合、ひと月分に付5500円の再請求手数料 (現金の場合は事務手数料) を請求するものとします。

3 当クラブは、会費等を変更することがあります。ただし、会費については3ヶ月前までに会員に通知するものとします。

4 前項の通知は、会員が本クラブに届け出た住所宛に書面を発送し、かつ本クラブ施設内の所定の掲示場所に掲示することにより行うものとします。

(会員資格の譲渡禁止)

第7条 会員は、当クラブの会員資格を譲渡・貸与することはできないものとします。

(退会)

第8条 退会希望者は、退会月の前月10日までに所定の届出書を提出し、当クラブの承認を得るものとします。また、口頭、代理人による手続き、電話、FAX、郵便による退会の届出はできません。尚、退会月とは末日とします。

2 会費等の未納金がある場合は、退会月末日までに完納するものとします。

3 会員証は施設の最終利用時に返却するものとします。

4 当クラブは退会届が提出されない限り会費を請求するものとします。年契約も退会届がない限り、1年ごとに自動更新(継続)されます。

5 会費等の未納金が2ヶ月以上継続する場合は入金が確認出来るまで施設を利用できないものとし、未納月会費分を支払わなければならない。支払いが完納するまで退会できないものとする。

(休会・会員種別の変更)

第9条 会員は所定の休会届出の手続きを行い、休会費2,000円を休会中支払うことで休会することができます。

2 休会、会員種別を変更する場合は、届け出を休会、変更開始月の前月10日までに当クラブに提出するものとします。口頭、代理人による手続き、電話、FAX、郵便による届出はできません。また、休会の場合、月途中からの休会はできません。

3 復会する場合は、いつでも復会できるものとし、当月の会費を支払い、手続きを完了します。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由が生じたときにその会員資格を喪失するものとします。

(1) 月会費を3ヶ月以上滞納した場合、滞納した会費を全額支払いの上、強制退会になります。

(2) 自己都合により退会する場合。

(3) 除名された場合。

(4) 記名人が死亡、または法人が解散したとき。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合、当クラブはその会員を除名することができるものとします。

(1) 当クラブの規約、細則、クラブ施設利用方法の記載事項、館内諸規則に違反したとき。

(2) 当クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または当クラブ会員としてふさわしくない行為をしたとき。

(3) 会費等および利用料の支払いを怠ったとき。

(4) 第4条に定める入会資格条件のいずれかを満たさなくなったとき、または同条の入会条件を満たしているとして当クラブの会員資格を取得したとき。

(5) 前各号の他、当クラブの会員としてふさわしくないときと当クラブが認めたとき。

(変更事項の届け出)

第12条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、速やかに当クラブに届け出るものとします。

III. 施設利用

(諸規則の遵守)

第13条 会員は、本規約、細則および当クラブ所定の諸規則を遵守しなければなりません。

2 会員は、施設の利用にあたって当クラブの指示にしたがうものとします。

(施設利用の禁止等)

第14条 当クラブは、会員またはビジターが次の各号の一つに該当する場合は、当クラブへの入場のお断り、退場または施設利用の禁止を指示することがあります。

(1) 酒気を帯びているとき。

(2) 他の会員の諸施設利用を妨げたとき。

(3) 許可なく本クラブ内を写真、ビデオなどで撮影したとき。

(4) 許可なく物品を売買したり、個人・団体指導等の営業行為や勧誘行為をしたとき。

(5) 他人を誹謗、中傷する行為に及んだとき。

(6) 他人に対する暴力行為や威嚇行為に及んだとき。

(7) 動物や危険物を館内に持ち込もうとした場合、または持ち込んだ場合。

(8) クォードインyokote内指定の喫煙所以外で喫煙したとき。

(9) 施設スタッフの指示に反する行為に及んだとき。

(10) その他、施設内の秩序を乱す行為に及んだとき。

(11) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属しているとき。

(12) 刺青・タトゥー (タトゥーシール含む) をしているとき。

(13) 外国籍の方については、外国人登録証明書を持していないとき

(14) 感染症および感染性のある疾病に罹患しているとき。

(15) 医師から運動または入浴を禁じられているとき。

2 前項の場合において、当該会員のときクラブへの入場禁止、退場または除名の措置を執る場合があります。

(ビジターの利用)

第15条 会員が会員以外の方を同伴したとき、または、当クラブが認めた方については、ビジターとし、本施設を利用させることができるものとします。

2 ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとします。

3 会員は、同伴したビジターの当クラブにおける行為ならびに支払いについて一切の責任を負うものとします。

(会員以外の施設利用)

第16条 当クラブが特に必要と判断したときには、会員以外の方に当クラブの施設を利用させることがあります。

(健康の維持・管理)

第17条 会員は、当クラブ施設の利用に際して、各自の責任で健康の維持・管理を行うものとします。

IV. 施設営業

(営業時間・定休日)

第18条 営業時間および定休日は、当クラブが変更等を決定し、当クラブ内所定の場所に掲示し、ホームページに掲載して会員に通知するものとします。

(当クラブの一時的閉鎖・一時的休業)

第19条 次の場合、当クラブは、当クラブの全部または一部を一時閉鎖、もしくは一時休業することができるものとします。その場合、本条第1項第4号または第5号を除き、2週間前までにその旨を告知するものとします。

(1) 定期休業等による場合。

(2) 当クラブが特別行事等を開催する場合。

(3) 当クラブの増改築、修繕または点検等により、やむを得ない場合。

(4) 天災地変等の不可抗力により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合。

(5) 前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

2 前項の告知は、災害等やむを得ない場合を除き、2週間前までに当クラブ内所定の場所に掲示およびホームページに掲載するものとします。

3 第1項の場合において、会員の会費等の支払義務は、軽減または免除されないものとします。但し、連続して、2週間を超えて閉鎖もしくは休業となる場合は、その期間に相応する会費を減額するものとします。

(当クラブの閉鎖)

第20条 会社は、次の場合、当クラブを閉鎖し、全ての会員との契約を解除することができるものとします。

(1) 法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となったとき。

(2) 災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能となったとき。

(3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき。

- 2 会社は、前項の事由により当クラブを閉鎖する場合には、災害等やむを得ない場合を除き、3ヶ月前までに予告するものとします。
- 3 当クラブ閉鎖の場合、全ての会員は退会とします。その場合は、当クラブは、会員に対して特別の補償は行いません。

(損害賠償責任)

- 第21条 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、当クラブはその損害賠償の責を負わないものとします。
- 2 当クラブ内で発生した傷害その他の事故については、それが当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは責を負わないものとします。
 - 3 会員間に生じたトラブルについては、当事者である会員間にて解消するものとし、当クラブは一切の責を負わないものとします。

(盗 難)

- 第22条 当クラブ施設内で盗難が生じた場合には、当クラブは会員が被った損害について一切の責を負いません。

(遺失物・不審物等)

- 第23条 会員が当クラブ施設内で遺失した場合は、当クラブは会員が被った損害について一切の責を負いません。
- 2 当クラブ施設内で遺失物、不審物等を拾得または発見したときには、当クラブ・スタッフまでお知らせください。
 - 3 届け出のあった遺失物については、原則として2週間は保管することとし、保管期間経過後は処分させていただきます。

(会員等の損害賠償責任)

- 第24条 会員の責に帰する事由により、当クラブまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとします。
- 2 会員が同伴したビジターが、自己の責に帰する事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、その会員およびビジターが連帯して賠償の責を負うものとします。

V. 雑 則

(個人情報の取り扱い)

- 第25条 当クラブは入会申込書に記載された個人情報について、当クラブ会員との連絡や運営のため（コースの新設、廃止、休業または料金・定休日の変更等の案内、会費関係等の案内、忘れ物の連絡）および会員居住地のデータ分析等に利用する他、人の生命、身体に差し迫った危険が生じ緊急の必要がある場合やサービスの提供以外には利用しないものとします。

(会員への通知等)

- 第26条 当クラブの会員への諸通知等は、会員から届け出があった最新の住所宛てに行うものとし、届け出を怠ったため、当クラブからなされた諸通知等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(利用案内)

- 第27条 本規約および細則に定めのない事項については、当クラブ所定の場所に掲示し、お知らせします。

(改 正)

- 第28条 当クラブでは必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は全ての会員等に及ぶものとします。

(附 則)

- 本会員規約は、令和2年3月26日より有効。
会費に関しては令和元年10月分の会費より有効。



秋田県横手市安田字壇端5-2-1
クオードインyokote内2階
TEL 0182-35-1029
e-mail fit@4inn.jp